

税務課からのお知らせ



所得税(住民税)申告時に経費として減価償却費を計上した人は、固定資産税対象の「償却資産の申告」が必要です

固定資産税の対象となる資産には、土地・家屋以外に償却資産があります。

償却資産とは、会社や個人で工場や農業・商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械および装置、工具、器具および備品など)をいいます。

償却資産を所有している人は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について、1月31日までに申告が必要です(地方税法383条)。

申告する償却資産は、農業や営業所得のある人が所得税(住民税)申告時に作成した収支内訳表の減価償却資産欄に計上されている資産が概ね対象となります。



詳しくは村HPへ

固定資産税の償却資産と所得税(住民税)における減価償却資産の違い(抜粋)

	固定資産税(償却資産)	所得税(住民税)減価償却資産
目的	土地や家屋のように所有する「資産(財産)」に対する財産課税 税額 = 課税標準額 × 1.4%	課税対象となる所得を計算するうえで、一要素となる減価償却費を算出するためにおこなう計算(所得を計算するうえでの「経費(損金)」)
対象となる資産例	「構築物」→フェンス、門、外構工事、塀、舗装路面、農業用ハウスなど 「機械および装置」→太陽光発電設備、クレーンなどの建設機械、粉摺り機、乾燥機など 「車両および運搬具」→大型特殊自動車など 「工具、器具および備品」→パソコン、レジスター、畦塗機、管理機など ※自動車税・軽自動車税、家屋・土地などの固定資産税の対象資産は除く	12月31日現在所有する建物、機械、車両、工具、器具および備品などの使用または期間の経過により減価する資産

〈問い合わせ〉税務課 TEL0967(67)2703

木の香湯温泉跡地の売却に係る活用条件付き公募型プロポーザルをおこないます

【公募売却物件】木の香湯温泉跡地

■公募に関する事項

- 【土地】①所在/南阿蘇村大字河陰3636番地 他
②地目/宅地 他
③地籍/19,308.35㎡

- 【建物】①建物A/木造(平成2年建築)
延床面積 146.68㎡
②建物B/木造(平成10年建築)
延床面積 80.00㎡

■最低売却価格

【土地・建物】80,000,000円

■条件

一般利用者用の日帰り温泉入浴施設は必ず建設することとし、南阿蘇村にふさわしい魅力的な活用を図り、地域の活性化・村民の雇用創出などにつながる事業を募集します。

■公募参加申込

【期日・時間】

11月1日(火)から15日(火)

午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

※現地確認については日程調整後、職員立会いのもとでおこないますので、必ず事前連絡をお願いします。

■問い合わせ

産業観光課 TEL0967(67)1112

詳細については、村ホームページでご確認ください。

